

第 3 主要施策の成果

3-1 成果の概要

3-2 主要事業の概要

1. 政策経営部

2. 総務部

3. 区民生活部

4. 保健福祉部

5. 都市整備部

6. 環境部

7. 教育委員会事務局

3-3 主な震災対策への取組

主要事業の概要の用語等について

「2. 総務部」には、
危機管理対策室、会計管理室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局 を含む。

特別会計 …… 特別会計の事業を示す。

【人件費を含めたコスト（参考）】
…… 歳出決算額に、行政評価における一人あたり平均人件費を基に算定した人件費相当額を加えた、総事業費として示した。

【成果指標】 …… 原則として平成 25 年度の実績及び目標数値を示す。

地方自治法第233条第5項の規定に基づき平成25年度における
主要な施策の成果を提出します。

平成26年9月

杉並区長 田 中 良

3-1 成果の概要

I 平成25年度 主要施策の成果について

1 平成25年度の社会経済情勢と区政の動向

- 平成25年度の日本経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」による一体的な取組の効果などを背景に、家計や企業のマインドが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がりました。景気は緩やかな回復基調が続き、年度末には消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要が強まりました。その結果、平成25年度の国内総生産（GDP）は、実質で2.3%、名目で1.9%のプラス成長となりました。
- 区の平成25年度予算編成においては、この間の円高や世界経済の減速などによる経済状況の低迷から区民所得の減などを見込み特別区税576億円（対前年度当初予算比2億円減）を、また、特別区財政交付金は、都区財政調整協議の結果に基づき353億円（同14億円増）を見込みました。こうした状況を踏まえつつ、区では、「区政の第一の使命は、区民福祉の増進にある」という考えの下、必要なサービスを持続的に提供するため、基金と区債をバランスよく活用し、財政調整基金から55億円（同7億円増）を取崩し、公共性が高く世代間の負担の公平につながる分野での活用を前提に特別区債（建設債）を53億円（同3億円増）発行することとしました。
平成25年度歳入決算では、特別区税は当初計画額を上回る596億円となりましたが、対前年度決算比では3億円の減となりました。財政調整基金は、55億円を取崩したものの、決算剰余金等により58億円を積立てたことにより、年度末残高は24年度末に比べ3億円増の258億円となりました。特別区債（建設債）は、新たに国の地域の元気臨時交付金や都の都市計画交付金が得られたことから、当初の予定発行額を大きく減額し、公園や学校の整備事業等に充てるため33億円を発行しました。
- 平成25年度は、杉並区基本構想に基づく総合計画の2年目の年として、基本構想実現に向けた取組を軌道に乗せる重要な年であり、実行計画の着実な推進に努めました。また、待機児童解消対策など喫緊の課題に対応するための補正予算を編成しました。

主な成果について、総合計画の目標別に紹介します。

<目標① 災害に強く安全・安心に暮らせるまち>

耐震改修促進、防災まちづくり、区役所本庁舎施設整備、災害時要援護者支援対策、災害用医薬品・医療資材の管理、防犯対策の推進 など

<目標② 暮らしやすく快適で魅力あるまち>

狭あい道路拡幅整備、まちづくり施策の総合的推進、都市再生事業、産業振興の基盤整備、就労支援、商店街支援 など

<目標③ みどり豊かな環境にやさしいまち>

公園等の整備、みどりを育てる、みどりを守る、地域エネルギー対策の推進、ごみの減量と資源化の推進 など

<目標④ 健康長寿と支えあいのまち>

がん検診、救命救急体制の充実、長寿応援ポイント事業、安心おたっしや訪問、特別養護老人ホーム等の建設助成、認知症高齢者グループホームの建設助成、障害者グループホームの整備、障害者地域生活支援事業、生活支援情報提供の推進など

<目標⑤ 人を育み共につながる心豊かなまち>

安心して妊娠・出産できる環境づくり、認証保育所運営、保育施設建設助成、次世代育成基金の運営、こども発達センター療育相談・指導、特別支援教育、学校教育への支援、学校支援教職員、高井戸第二小学校の改築、小中一貫校の施設整備、新しい学校づくりの推進、大宮前体育館の移転改築、生涯スポーツ振興事業、文化・芸術の振興、国際・国内交流の推進、地域住民活動の支援 など

2 平成 25 年度決算の概要

(1) 予算編成方針

- 基本構想に基づく総合計画 2 年目の年として、基本構想実現に向けた取組を軌道に乗せる重要な年であり、実行計画事業を確実に予算に反映しました。
- 基本構想が目指す将来像の実現に向けて、その歩みを確かなものにするため、平成 25 年度予算を「次世代に夢と希望を拓く予算」と名付け、「次世代に夢と希望を」「まちづくりを通して地域経済、地域社会の活性化を」「安全・安心に暮らせるまちを」の 3 つの視点で予算を重点的に配分しました。

(2) 決算の特徴

- 平成 25 年度の一般会計及び特別会計の収支状況は、【表 1】【表 2】のとおりです。
- 一般会計
歳入総額の 1,694 億 7,355 万円に対して、歳出総額は 1,621 億 2,410 万円で、形式収支は 73 億 4,945 万円となっています。対前年比で、歳入は 12 億 1,610 万円の増(0.7%)、歳出は 8 億 6,275 万円の増(0.5%)、形式収支は 3 億 5,335 万円の増(5.1%)となりました。
歳入では、特別区債(19 億 2,433 万円減)、寄附金(5 億 6,691 万円減)、都支出金(3 億 716 万円減)、特別区税(2 億 7,955 万円減)、繰入金(1 億 7,076 万円減)などが減となるものの、国庫支出金(19 億 9,220 万円増)、株式等譲渡所得割交付金(7 億 9,411 万円増)、特別区財政交付金(5 億 6,677 万円増)、財産収入(3 億 2,258 万円増)などが増となったことにより、対前年度比で増となっています。
歳出では、人件費(8 億 6,054 万円減)、補助費等(3 億 9,505 万円減)などが減となるものの、普通建設事業費(8 億 9,679 万円増)、扶助費(6 億 411 万円増)、物件費(4 億 1,120 万円増)、積立金(2 億 4,482 万円)などが増となったことにより、対前年度比で増となっています。
なお、形式収支、実質収支とも黒字となっています。

【表 1】一般会計の収支状況

(単位：百万円、%)

区 分		平成 25 年度		平成 24 年度	
		決算額	対前年度比	決算額	対前年度比
歳入総額	A	169,473	100.7	168,257	105.2
歳出総額	B	162,124	100.5	161,261	105.3
形式収支	C(A-B)	7,349	105.1	6,996	102.8
翌年度へ繰り越すべき財源	D	31	38.4	82	102.5
実質収支	E(C-D)	7,318	105.8	6,914	102.8

※原則、百万円未満四捨五入

【表 2】特別会計の収支状況

(単位：百万円)

区 分		国民健康保険 事業会計	用 地 会 計	介 護 保 険 事 業 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	中 小 企 業 勤 労 者 福 祉 事 業 会 計
歳 入	予算現額	53,855	—	36,208	12,285	173
	収入済額	53,724	—	35,519	12,036	161
	予算現額と 収入済額の差	△131	—	△689	△249	△12
	収入率 (%)	99.8	—	98.1	98.0	93.1
歳 出	予算現額	53,855	—	36,208	12,285	173
	支出済額	52,237	—	34,329	11,577	62
	執行残額	1,618	—	1,879	708	111
	執行率 (%)	97.0	—	94.8	94.2	35.8

※ 百万円未満四捨五入

(3) 財政の健全化と財政指標

- 基本構想の実現に向けて、総合計画の中で「行財政改革基本方針」を定めるとともに、実行計画でその方針に基づく取組項目を定め、行財政改革に取り組みました。
- 厳しい財政状況の中で、基本構想の実現に向けた必要な取組を着実に実施するとともに、新たな行政需要に対応していくためには、財政の健全性を保ちつつ、必要なサービスを継続的に提供できる持続可能な財政運営を確保する必要があります。
こうしたことから、「杉並区総合計画（10年プラン）」において、「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」を定め、財政運営の基本としています。

<財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール>

- ① 経常収支比率について 80%以内を目指します。
- ② 歳入歳出の決算剰余金が生じた場合に、当該剰余金の2分の1以上を財政調整基金に積み立て、今後の行政需要や災害対策に活用していきます。
- ③ 金利動向等を見据え、繰上償還を行い、公債費の軽減に努めていきます。
- ④ 基金と区債をバランス良く活用して必要なサービスを持続的に提供していきます。
- ⑤ 区債は、原則として赤字区債を発行せず、建設債の発行にあたっては、財政状況を踏まえつつ、必要性を十分検討して行います。

① 基金について

財政調整基金は55億円を取崩したものの、決算剰余金等により58億円を積立て、平成25年度末残高は258億円となり、前年度末残高に比べ3億円の増となりました。

施設整備基金については、大宮前体育館の移転改築や小学校の施設整備等の財源に充てるため32億円を取崩すとともに34億円を積立てた結果、平成25年度末の基金残高は60億円となり、前年度末に比べ2億円の増となりました。

② 特別区債残高について

平成25年度は、公園等の整備や小中一貫校の施設整備、高井戸第二小学校の改築、大宮前体育館の移転改築等、教育環境の整備などの区民福祉の向上に必要な事業の財源に充てるために33億円の特別区債を発行した結果、平成25年度末の特別区債残高は208億円となり、前年度末に比べて18億円の増となっています。

以上のような財政状況の下での財政運営の結果、主な財政指標は次のとおりです。

○ 経常収支比率

財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は、前年度の82.8%を0.3ポイント下回り82.5%となりました。これは、分子となる扶助費などの経常経費充当一般財源等が増となったものの分母となる財政調整交付金などの経常一般財源がそれを上回る増となったことによるものです。

○ 実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支額の割合を示す実質収支比率は、7.1%となり、前年度の6.7%を0.4ポイント上回りました。

○ 公債費比率

公債費比率は、1.7%となり、前年度の1.4%を0.3ポイント上回りました。

3 財政健全化法に基づく指標（健全化判断比率）

(1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

- 平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）が制定されました。この法律は、現行の地方財政再建制度を抜本的に見直し、新たな財政指標の整備とその開示の徹底を図るとともに、財政の早期健全化や再生のための新しい制度を整備することにより、地方分権時代にふさわしい地方の自己規律による財政の健全化を推進するものです。

- この法律で新たに設けられた財政指標は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの指標です（この4指標を「健全化判断比率」といい、また、「将来負担比率」を除く3つの指標を「再生判断比率」といいます。）。健全化判断比率のいずれかが一定基準（この基準を「早期健全化基準」と言います。）以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないとされています。また、再生判断比率のいずれかが一定基準（この基準を「財政再生基準」と言います。）以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないとされています。

「財政の早期健全化」段階は、各自治体の自主的な改善努力による財政の健全化を行なう段階ですが、更に財政状況が著しく悪化した「財政の再生」段階になると、財政再生計画に総務大臣の同意を得ていない場合には、一定の事業を除き、地方債の起債制限を受けるほか、財政再生団体の財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は予算の変更等の措置を勧告できるなど、国等の関与による確実な再生を担保すべき段階とされております。

(2) 健全化判断比率

平成25年度決算に基づく健全化判断比率は、【表3】のとおりです。

【表3】

(単位：%)

	杉並区	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	11.25	20.00
② 連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
③ 実質公債費比率	△5.8	25.0	35.0
④ 将来負担比率	—	350.0	

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。対象となる会計は、一般会計と中小企業勤労者福祉事業会計です。

平成25年度一般会計等の実質収支額は74億1,716万円の黒字であり、計算上の比率はマイナス7.1%となりますが、実質赤字額がないため「—」と表記しています。なお、杉並区に適用される早期健全化基準は11.25%、財政再生基準は20%となります。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。対象となる会計は、一般会計等のほか、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計の3つの特別会計です。

平成25年度の連結の実質収支額は105億5,241万円の黒字であり、計算上の比率はマイナス10.2%となりますが、連結実質赤字額がないため「—」と表記しています。なお、杉並区に適用される早期健全化基準は16.25%、財政再生基準は30%となります。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率（3カ年の平均）です。

平成25年度の実質公債費比率はマイナス5.8%となりました。なお、杉並区に適

用される早期健全化基準は 25%、財政再生基準は 35%となります。

④ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

平成 25 年度の将来負担比率は、将来負担額よりも充当可能財源が上回ることから分子がマイナスとなり、計算上の比率はマイナス 102.2%となりますが、将来負担額がないため「-」と表記しています。なお、杉並区に適用される早期健全化基準は 350%となります。

- 平成 25 年度決算において、財政健全化法に基づく健全化判断比率は適正な水準にあります。また、他団体と比較できる普通会計ベースでのプライマリーバランス（基礎的財政収支）や、総務省が示す新地方公会計の「基準モデル」に基づくプライマリーバランスが、いずれもプラスになるなど、財政の健全性を確保することができました。区では、引き続き、各種の財政指標に留意しつつ、持続可能な財政運営に努めてまいります。

4 今後の財政運営に向けて

- 国は、我が国の経済動向について、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動は和らぎつつあり、雇用と所得の増加を伴う経済の好循環が動き始めているとし、今後については、動き始めた好循環が更に拡大し、民需主導の景気回復が進むと見込んでいます。これを踏まえ、平成 26 年度の国内総生産（GDP）の実質成長率を 1.2%程度、名目成長率を 3.3%程度と見込んでいます。一方で、海外景気の下振れが、我が国の景気を下押しするリスクとなっており、依然、予断を許さない状況が続くものと考えられます。

区財政においては、納税義務者の増や景気が回復基調にあることから区税収入や特別区財政交付金について 26 年度当初予算においては、一定の増収を見込みましたが、消費税引き上げによる駆け込み需要の反動による影響や、法人税制改革による地方への影響など、先行き不透明な要因も多く、手放しで楽観視できる状況ではありません。

区では、「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」や財政のダムの構築に向けた取組を行政経営懇談会の助言のもとにまとめた「今後の財政運営のあり方についての基本的な考え方」などに基づき、引き続き健全な財政の運営に努め、区民福祉の充実に取り組みます。

特に、平成 26 年度は、基本構想に基づく総合計画の 3 年目の年として、基本構想の実現に向けた取組を加速させる年と位置付け、「安全でにぎわいのあるまちづくり」「福祉の向上で安心を実感」「次世代支援のさらなる拡充」の 3 つの視点に重点を置き予算を編成したところであり、この予算に基づき、必要な施策を着実に効果的に展開していきます。

さらに、現在、進めている総合計画・実行計画の改定に合わせ、新たな財政計画を策定し、しっかりと計画事業を支え、基本構想実現に向けた取組を加速させていきます。